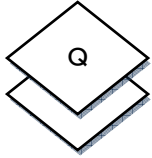




労働相談Q & Aで解決！

パワハラ



先輩によるパワーハラスメントに悩んでいます。上司に相談しても、まともに取り合ってくれません。外部の相談先はどのようなところがありますか。

A 労働局のほか、山梨県労働委員会などの行政機関が相談に応じています。

解説はこちら

- 職場のパワーハラスメント（以下、「パワハラ」）は、「①職場において行われる優越的な関係を背景とした、②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、③労働者の就業環境が害されること」の全てを満たすものとされています（労働施策総合推進法第30条の2）。
- パワハラは、相手の尊厳や人格を傷つけ、放置すれば、メンタルヘルス不調を招くほか、休職や退職に至ることもある行為です。
- 事業主（使用者）にとっても、生産性の低下や、企業イメージの悪化など経営上の重大な問題となり得ます。また、パワハラそのものが不法行為（民法第709条）に当たる場合、行為者については不法行為による損害賠償責任を負うほか、使用者に使用者責任（民法第715条）があるとされたり、使用者の対応が労働契約上の安全配慮義務（労働契約法第5条）に違反する場合には債務不履行（民法第415条）による損害賠償責任を負うことがあります。
- なお、パワハラの態様いかんによっては、当該行為が暴行罪や傷害罪などに当たることがあります。
- 事業主は、職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講ずる義務があり、適切な措置を講じていない場合には是正指導の対象となります（労働施策総合推進法第30条の2、第33条）。※

《雇用管理上の措置の例》

- ・ 事業主によるパワハラ防止の社内方針の明確化と周知・啓発
- ・ 苦情などに対する相談体制の整備
- ・ 被害を受けた労働者へのケアや再発防止

※労働施策総合推進法の規定は、2020年6月1日施行（大企業のみ。中小企業は、2022年4月1日から義務化。それまでは、努力義務。）。

どうすれば？

- パワハラ的事实が確認できる証拠（録音、メモ）などを集めましょう。
- 自主的な解決が難しい場合は、労働委員会や労働局に相談しましょう。

お問い合わせ

- 山梨県労働委員会事務局
〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階
電 話 055 (223) 1827
相談時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)
URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>

- 山梨労働局総合労働相談コーナー
山梨労働局雇用環境・均等室内
電 話 055 (225) 2851
甲府労働基準監督署内 (管轄区域: 下記以外の地域)
電 話 055 (224) 5620
都留労働基準監督署内 (管轄区域: 都留市、大月市、上野原市、富士吉田市、南都留郡、北都留郡)
電 話 0554 (43) 2195
鯉沢労働基準監督署内 (管轄区域: 南巨摩郡、西八代郡)
電 話 0556 (22) 3181